

○財務省告示第三百五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十九年十月二十六日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十九年十一月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第四百 十五回）、利付国庫債券（三十年） （第十三回、第十五回、第十七 回、第二十五回、第二十九回、 第三十三回、第三十四回、第三 十八回、第四十五回、第四十六回、 第四十七回、第四十九回、第五 十回及び第五十一回）及び利付 国庫債券（四十年）（第一回、第 三回、第五回、第六回及び第九 回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

（（利 第三付 四十年 七）債 回券）	（（利 第三付 四十年 六）債 回券）	（（利 第三付 四十年 五）債 回券）	（（利 第三付 四十年 一）債 回券）	（（利 第三付 三十年 九）債 回券）	（（利 第三付 三十年 八）債 回券）	（（利 第三付 三十年 四）債 回券）	（（利 第三付 三十年 三）債 回券）	（（利 第三付 二十年 九）債 回券）	（（利 第三付 二十年 五）債 回券）	（（利 第三付 十七年 回）債 回券）	（（利 第三付 十五年 回）債 回券）
一 ・ 六 %	一 ・ 五 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %
日年平 六成 月五 二十七	日年平 三成 月五 二十七	十年平 日十成 二五 月十六 二十六	十年平 日十成 二五 月十五 二十五	日年平 六成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十三	日年平 九成 月五 二十二	九平 月成 二五 月二十 日年	十年平 日十成 二四 月十八 二十八	十年平 日十成 二四 月十六 二十六	日年平 六成 月四 二十六
五 億 円	八 十 一 億 円	六 十 六 億 円	十 五 億 円	百 十 八 億 円	円四 百十 六億	五 十 七 億 円	十 八 億 円	百 四 億 円	八 億 円	二 百 億 円	十 五 億 円

（（利 第四付 九十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 六十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 五十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 三十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 一十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 五十国 十年庫 一））債 券 回	（（利 第三付 五十国 十年庫 回））債 券	（（利 第三付 四十国 十年庫 九回））債 券
○ ・ 四 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	○ ・ 三 %	○ ・ 八 %	一 ・ 四 %
日年平 三成 月六 二十八	日年平 三成 月六 二十五	日年平 三成 月六 二十四	日年平 三成 月六 二十二	三平 月成 二六 十十 日年	日年平 六成 月五 二十八	日年平 三成 月五 二十八	十年平 日十成 二五 月十 二十七
円千 三百 一億	四十 億 円	三十 五 億 円	円百 七十 三億	二十 七 億 円	七 百 八 億 円	億三 百六 十一	九十 一 億 円